

2 高環共第 251 号
令和 2 年 7 月 7 日

那賀・海部・安芸風力発電合同会社
代表社員 一般社団法人エナジーエクスプローラー
職務執行者 野坂 照光 様

高知県知事 濱田 省司

「(仮称) 那賀・海部・安芸風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」
に対する知事意見について

このことについて、発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年 6 月 12 日通商産業省令第 54 号）第 14 条第 3 項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、下記のとおりです。

記

本事業は、那賀・海部・安芸風力発電合同会社が、高知県安芸郡馬路村及び徳島県那賀郡那賀町、海部郡海陽町の行政界周辺において、最大で総出力 96,000 kW の風力発電所を設置するものです。

事業実施想定区域及びその周辺は、長期に渡って人の手が入っていない、自然性の高い区域が多く、また、特定植物群落が存在しており、希少な動植物が生息、生育している可能生があるため、工事の実施や発電施設の稼働等による動植物の生息、生育環境への影響が懸念されます。

また、工事実施時の森林伐採や地形の改変により、大量の土砂の流出による水質や自然環境への影響が懸念されます。

したがって、本事業計画の更なる検討にあたっては、専門家等からの助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うとともに、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切かつ具体的に示してください。

1 総括的事項

(1) 事業実施想定区域の地域特性の把握

本事業の手続きを進めるにあたり、地質や地形、植生の状況等の地域特性の把握を確実に行うことは必要不可欠であるため、その早期かつ正確な把握に努めること。

なお、馬路村の位置する事業実施想定区域及びその周辺の国有林は、水源涵養保安林に指定されているが配慮書に反映されていないため、安芸森林管理署に確認を行い、次回の方法書には反映すること。

(2) 関係地域内の住民や団体等との調整

本事業について、地域住民等に対し積極的な情報提供を行うとともに、分かりやすく丁寧な説明を行い、十分な理解を得られるよう努めること。

また、地域住民等からの意見に十分配慮したうえで事業計画を検討すること。

(3) 適切な調査、予測及び評価の実施

今後の環境影響評価手続においては、最新の知見やデータに基づき、地域特性を十分に理解したうえで、必要に応じて専門家等からの助言を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行い、生活環境や自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 重要な自然環境に対する影響の回避

前述のとおり、事業実施想定区域及びその周辺には、特定植物群落などの植生自然度が高い区域が含まれており、重要な動植物や生態系への影響が懸念される。

そのため、植生自然度が高い区域を事業実施区域から除外するなどその影響を回避することを優先的に検討することとし、事業実施区域から除外した場合にあっても、当該区域から十分な距離を設けて、その影響の低減に努めること。

(5) 事業計画等の見直し

上記のほか、2により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分低減できない場合は、風力発電施設の配置等の再検討、事業実施想定区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(6) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避、低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないこと。

2 個別的事項

(1) 騒音・低周波音について

長時間又は長年の騒音及び超低周波音による地域住民の心身への影響を含む生活環境への影響について、最新の知見に基づき調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 地形・地質について

事業実施想定区域内の山地の尾根筋において、森林の伐採や地形の改変を行うことによる土砂の流出の被害が発生する可能性があるため、方法書以降においては環境影響評価項目で「地形及び地質」を選定し、十分に調査すること。また、工事期間中はもとより工事完了後においても、切土量

や盛土量を最小限に抑制することなどにより、風力発電施設の設置場所や搬入路等からの土砂の流出を回避又は低減するよう配慮すること。

(3) 動物について

ア 事業実施想定区域内には、クマタカ等の希少な猛禽類が生息している可能性があり、また、サシバやノスリ等の渡りが確認されていることから、方法書以降において十分調査を行うこと。また、風力発電施設の位置・規模等の検討にあたっては、近隣の既存の風力発電施設の状況について情報収集し、バードストライク等による生態系への影響を回避又は低減するよう配慮すること。

また、方法書以降の猛禽類や渡り鳥の調査については、調査期間を春及び秋に定めること。

イ 事業実施想定区域内には、カモシカやツキノワグマ等の希少な哺乳類が生息している可能性があることから、方法書以降において十分に調査し、生態系への影響を回避又は低減するよう配慮すること。

ウ 馬路村では、野生鳥獣による農作物の食害が発生している。風車の設置による生息域の移動により、農作物の被害が拡大することが懸念されるため、鳥獣被害が拡大しないよう調査、予測及び評価を行い、その影響を回避又は低減するよう配慮すること。

エ 事業実施想定区域内に希少な動物が生息している可能性があり、周辺地域の土地の直接改変や森林の伐採、工事車両の通行による生態系への影響が考えられるため、調査、予測及び評価を行い、周辺の動物への影響を回避又は低減するよう配慮すること。

(4) 植物について

ア 事業実施想定区域内には、特定植物群落などの植生自然度が高い区域が含まれており、風力発電施設の設置及び搬入路等の敷設に伴う伐開によっては生育環境が影響を受ける可能性がある。そのため、植生自然度が高い区域は極力事業実施区域から除外するとともに、当該区域を事業実施区域に含む場合は、区域の全域を調査対象とし、事業実施に伴う影響を回避・低減するよう努めること。

仮に事業実施区域が植生自然度の高い区域外になったとしても、その間に緩衝帯を設け、事業実施に伴う影響を低減すること。

また、風力発電施設の設置場所等の検討にあたっては、伐開面積を最小限に抑える等の策を講じ、希少な植生への影響を回避すること。

イ 事業実施想定区域内の希少種の抽出について、専門家のヒアリングのみならず、環境省レッドリスト調査の調査員や現地に詳しいアマチュア植物愛好家の方々にヒアリングを行い、配慮が必要な種の抽出を行うこと。

ウ 事業実施想定区域内は、ニホンジカによる食害被害が多い地域である

ため、餌場や通行経路となる草地を作らないなど、希少野生植物への食害を拡大させない配慮を行うこと。

(5) 水環境

ア 開発行為に伴う土砂の崩壊や流出により、濁水の発生等が懸念されるため、工事中及び供用開始後において、土砂の流出等が発生しないよう、その影響について調査、予測及び評価のうえ、影響の回避又は低減するよう配慮すること。

なお、事業実施区域内及びその周辺はニホンジカによる食害が多い地域であり、植生回復が遅れることも踏まえて配慮すること。

イ 対象事業実施区域内及びその周辺は水源涵養保安林に指定されており、裸地が発生する工事期間中はもとより、工事完了後においても風力発電施設の設置場所や搬入路等からの土砂及び濁水の流出防止対策を講じるよう配慮すること。

(6) 景観への影響

ア 主要な眺望点として選定されている馬路村の千本山展望台において、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たって、景観資源の管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえるとともに、観光拠点の景観に配慮すること。

イ 観光資源として活用している魚梁瀬県立自然公園である甚吉森や石立山、西又山は多くの登山者が訪れており、その頂上や尾根筋からの景観に影響を及ぼす恐れがある。また、事業実施想定区域から約1km地点にあるお化け杉などの山々からの眺望エリアに含まれることから、当村の自然観光振興への影響が懸念される。そのため、影響の予測、評価に当たっては、景観資源の管理者、登山者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえるとともに、影響が見受けられる場合は回避及び低減するよう配慮すること。

ウ 尾根筋には針葉樹の巨木が残っている可能性があるため、その資源の賦存状況を把握し、景観への配慮を行うこと。

(7) その他

本事業において、環境保全のために配慮すべき項目については、事業終了まで適切に調査等を行い、必要な保全対策等を構ずることを地域住民等に対し積極的に情報提供を行うこと。また、分かりやすく丁寧な説明を行い、十分な理解を得られるよう努めるとともに、地域住民等からの意見に十分配慮したうえで事業計画を検討すること。